

生駒市土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例

平成28年10月1日施行

条例の制定背景・目的

本市では埋立て等について必要な規制を行うことによって、良好な自然環境や生活環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止することによって、市民生活の安全を確保することを目的としてこの条例を制定しました。

本条例に係る用語の解説

- 土砂等**
土、砂、破砕石又はこれらに類するもので、廃棄物以外のもの
- 埋立て等**
土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積行為（製品の製造又は加工のための原材料の堆積以外）
具体例 建築物などの建設に伴う宅地造成、砂利等の採取跡地の埋戻し、農地などの土地の造成 など
- 事業者**
事業主（事業活動を自ら行う者・事業の発注者）、事業施行者（事業主との契約により施行を請け負う者）

土壌安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止（第6条）

何人も、土壌安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行えません。

土壌安全基準
埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に係る基準で、国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」に準じています。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l
有機燐	検液中に検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l
鉛	0.01mg/l	トリクロロエチレン	0.03mg/l
六価クロム	0.05mg/l	テトラクロロエチレン	0.01mg/l
砒素	0.01mg/l	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l
総水銀	0.0005mg/l	チウラム	0.006mg/l
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジン	0.003mg/l
PCB	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l
ジクロロメタン	0.02mg/l	ベンゼン	0.01mg/l
四塩化炭素	0.002mg/l	セレン	0.01mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l	ふっ素	0.8mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l	ほう素	1mg/l

埋立て等をされる事業者の方へ

事業者の責務（第3条）

事業活動において保有・管理する土砂等の適正な処理を行い、埋立て等による土壌汚染・災害の発生を未然に防止しなければなりません。
建設工事等の事業活動に伴い副次的に発生する土砂等の減量化を図るとともに、それらの土砂等を製品化するなど有効利用に努めなければなりません。
土砂等を運搬する事業者は、埋立て等による土壌汚染が発生する恐れのある土砂等を運搬しないようにしなければなりません。
埋立て等を行うに当たり、良好な環境の保全・増進に配慮し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、埋立て等に伴う苦情等が生じたときは誠意をもってその解決に当たらなければなりません。

施行中に必要な措置



埋立て等による崩落等の防止の基準（第9条） 条例施行規則別表第2及び別表第3を確認ください

- 埋立て等に使用された土砂等の崩落等による災害等が発生しないよう、防災工事を先行し、上下流に対する安全を確保した上、施工すること。
- のり面及び当該のり面に設ける小段には、雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための必要な措置が講じられていること。
- 土砂等の流出及び濁水の流出を防止するため、埋立て等区域1ヘクタール当たり300立方メートル以上の容量の沈砂池の設置その他必要な措置が講じられていること。
- 擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 埋立て等に伴うのり面又は擁壁の下端は、埋立て等区域界から2メートル以上離れた位置とすること。
- 埋立て等の高さ5メートル以上の盛土については、盛土高5メートルごとに幅2メートル以上の小段を設けること。など

標識の掲示（第23条）

特定事業の施行中は、特定事業の周知を図るため、事業区域の入り口付近など公衆の目につきやすい場所に右記の標識を掲示しなければなりません。

関係書類の縦覧（第24条）

特定事業の施行中は、現場事務所等において、この条例により市に提出した書類及び図面の写しや土砂等管理簿を地域住民や利害関係を有する者の縦覧に供しなければなりません。

関係書類の保存（第31条）

特定事業の廃止、完了、取消しをした日から3年間、この条例の規定により市に提出し、又は作成した書類及び図面の写しを保存しなければなりません。



特定事業に係る標識

特定事業の施行について	
次のとおり土砂等による	を施行します。
1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
2 許可をした者	生駒市長
3 事業区域の所在地	
4 事業区域の面積	
5 特定事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 特定事業に使用する土砂等の量（全体）	
7 事業主	連絡先 昼 夜
8 事業施行者	連絡先 昼 夜
9 現場責任者	連絡先 昼 夜

備考
1 事業区域の入口の見やすい場所に設置すること。
2 板の素材は堅牢なものとし、地は白色、文字は黒色で風雪等により文字が消えないようにすること。

罰 則

この条例に反し、土壌安全基準に適合しない土砂等を放置したり無秩序な埋立て等を行うことで、市民生活の安全に多大な影響が生ずると考えるため、地方自治法の上限である2年以下の懲役又は100万円以下の罰金という厳しい罰則を設けています。これには、条例違反者の発生を防ぐ抑止力となることを期待している側面もあります。

具体的な対象者は、許可を受けずに特定事業を行った者や、許可を受けた事業者が施行時に構造上の基準や許可条件に反している場合、そのほかに土砂等の搬入の報告や、定期的な土壌検査及び水質検査の報告などに反した者などのうち、命令に従わない者などを対象としています。

お問い合わせ 生駒市役所 環境保全課 ☎74-1111(代)



特定事業 (=許可申請が必要な埋立て等)

埋立て等が次の①～③のいずれかに該当する場合を特定事業といい、市長の許可が必要です。

- ① 事業区域の面積が500平方メートル以上の埋立て等
- ② 事業区域が500平方メートル未満であるもののうち、その事業区域と一団と認められる区域で、3年以内に埋立て等が行われ、面積の合計が500平方メートル以上となるもの
- ③ 埋立て等を行う前の地盤面と埋立て等によって生ずる地盤面の最大の垂直距離が1メートル以上となり、かつ、土砂等の量が500立方メートル以上となるもの

除外規定

- ①採石法・砂利採取法に基づく認可がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等を販売するため一時的に行う堆積
- ②都市計画法や宅地造成等規制法など規則で定める法令に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等
- ③国、地方公共団体などが行う埋立て等
- ④運動場、駐車場その他施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う埋立て等
- ⑤非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等

特定事業の手続の流れ

特定事業に該当する埋立て等を行う事業者は、下記の流れに沿って手続をしなければなりません。

事前協議 (第11条)

・特定事業事前協議書

事業区域の所在地、面積、特定事業の使用する土砂等の予定量、事業期間など

添付書類

- ・事業区域の位置図及び付近見取り図
- ・現況平面図及び現況縦横断面図
- ・事業区域内及びそれと隣接する土地の公図の写し及び登記事項証明書
- ・事業区域を含む土地と隣接する土地所有者の同意書
- ・特定事業が完了した後の土地利用計画図 など

事前周知 (第12条)

- ・地域住民への説明会の開催等
- ・表示板の設置 (事前協議書提出日から7日以内)

事前周知報告書
表示板の写真の添付

許可の申請 (第14条)

事前協議完了日から1年以内

・特定事業許可申請書

事業区域の所在地、面積、特定事業の使用する土砂等の予定量、事業期間など

添付書類

- ・事前協議の添付書類
- ・事業主と事業施行者との契約書又はこれに代わるものの写し
- ・事前協議が終了した旨の通知書 など

【許可の基準 (15条)】

- (1) 欠格事項に該当しないこと。(欠格事項: 命令に反した者、許可取消後5年未経過、暴力団関係者等)
- (2) 13条1項に規定する土地所有者等の同意を得ていること。
- (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。
- (4) 事業区域を含む土地と隣接する土地所有者の同意を得ていること。
- (5) 事業区域の表土が土壌安全基準に適合していること。
- (6) 特定事業に使用される土砂等の採取場が特定されていること。
- (7) 許可日から6月以内に特定事業に着手する計画となっていること。
- (8) 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用防止措置が講じられていること。
- (9) 災害発生防止のために必要な措置が講じられていること。
- (10) 事業排水の水質検査に必要な措置が講じられていること。
- (11) 構造上の基準に適合するために必要な措置が講じられていること。

施行

- ・許可の基準 (第15条) 及び許可の条件 (第16条) の遵守
- ・着手届 (第18条)
- ・土砂等の搬入の届出 (第19条)
- ・土砂等管理簿の作成 (第20条)
- ・使用した土砂等の量の報告 (第21条)
- ・定期的な土壌検査、水質検査及び報告 (第22条) など

詳細は右ページへ

完了 (第25条)

特定事業完了届出書 (完了日から15日以内)

完了検査

市が構造上の基準 (条例施行規則別表第3) 及び許可の条件への適合を検査します。

施行中に必要な手続

着手届 (第18条)

特定事業着手届出書

- ・着手日の前日までに届出なければなりません。

搬入届 (第19条)

土砂等搬入届出書

- ・搬入日の7日前までに土砂の採集場所ごと、4,000立方メートルごとに届出なければなりません。

添付書類

- ・届け出た採取場所から採取された土砂等であることを証する書面
- ・検査試料採取調書及び計量証明書

土砂等管理簿の作成 (第20条)

- ・毎月5日までに前月分の土砂等管理簿を作成・保存しなければなりません。
- ・特定事業を休止している期間は、作成不要となります。

土砂等の量の報告 (第21条)

事業状況報告書

- ・6月を経過するごとに、その日から3週間以内に提出しなければなりません。

添付書類

- ・報告期間の末日前1週間以内に撮影した事業区域の写真
- ・期間中の土砂等管理簿の写し

土壌検査等の報告 (第22条)

特定事業土壌等検査報告書

- ・搬入日から6ヶ月ごとに市職員の立合いの下、試料を採取し、検査日から30日以内に提出しなければなりません。

添付書類

- ・試料を採取した地点の位置図及び写真
- ・土壌検査の試料ごとの検査試料採取調書及び計量証明書
- ・水質検査の試料の検査試料採取調書及び計量証明書

【検査の方法】

・土壌検査

- ①事業区域を3,000平方メートル以内の区分に等分して行うこと。
- ②区分した区域の中央地点及び中央地点を交点に直角に交わる2直線上の中央地点からの距離が5メートルから10メートルまでの4地点 (これらの地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の中央地点と区域の境界との中間の4地点) で採集した試料を同じ重量で混合して1試料とすること。
- ③条例施行規則別表第1の左欄の有害物質の種類ごとにそれぞれ右欄の測定方法により行うこと。

・水質検査

- ①昭和49年環境庁告示第64号 (排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法) に定める測定方法により行うこと。

- ・土壌検査の結果が土壌安全基準に適合しなかったとき。
- ・水質検査が排水基準を定める省令別表第1の規定による排水基準に適合しなかったとき。

市へその旨を報告するとともに、原因の調査その他特定事業により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

